

下呂市告示第 155 号

空き家等の立入調査の実施

空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 9 条第 2 項の規定及び下呂市空き家等の適性管理に関する条例（平成 26 年条例第 7 号）第 5 条第 1 項の規定による立入調査を実施するので、同条例施行規則（平成 26 年規則第 26 号）第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 15 日

下呂市長 山 内 登

1. 立入調査を実施する空き家等の所在地

下呂市湯之島 576 番地 4

2. 立入調査の日時

令和 6 年 5 月 28 日 午後 2 時～

3. 立入調査の趣旨及び内容

空き家の状態の確認

4. 立入調査の担当課名

建設部建設総務課

5. その他

下呂警察署及び下呂市中消防署による合同調査